

# 令和8年度千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 ひまわり助成事業募集要項

## <応募期間>

令和8年4月1日（水）～令和8年5月11日（月）必着

## 1 助成金の趣旨・目的

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金では、互いに支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現に寄与することを目指し、支援を必要とする人たちを対象とした地域福祉型サービス（介護保険法や障害者総合支援法などの公的なサービス以外のたすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げたい、または現状のサービスを拡充したいという団体に対して助成を行います。

## 2 助成対象団体

下記①～④の全てに該当する団体を対象とします。

- ①支援を必要とする人たちに対する福祉活動を行っている非営利の団体（ボランティア団体、NPOなど）であり、主に小域福祉圏（小学校区、中学校区）で活動している団体。
- ②団体の事務を行う場所が県内にあり、活動地域が県内であること。
- ③定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- ④社会福祉法人、NPO法人、10人以上の会員で構成されている任意団体のいずれかの団体

※ただし、上記の条件を満たしても、下記のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体
- 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体

## 3 助成金額

### [A 新規事業]

対象となる事業経費と200万円のいずれか低い額を上限として助成します。

### [B 拡充事業]

対象となる事業経費と100万円のいずれか低い額を上限として助成します。

※総額300万円、3団体程度を予定

## 4 対象となる事業期間

事業開始の日（令和8年4月1日以降）から令和9年3月31日まで

## 5 対象となる事業

### [A 新規事業]

- ①介護保険などの公的サービスを含めて実施していない団体が、新規に地域福祉型サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げる場合に助成するもの。

### [B 拡充事業]

- ①既に地域福祉型サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を実施している団体が、活動区域やサービス種類、サービス提供対象者等を拡大するなど、事業の拡充に対し助成するもの（単にサービス利用者の増加を図るための経費は対象になりません）。
- ②既に介護保険などの公的サービスを実施している団体が、新たに地域福祉型サービス（たすけあい活動や制度外有償サービス）を立ち上げる場合に対し助成するもの。

### (例示)

- ①高齢者や障害者を対象とした有償家事援助サービス
- ②高齢者や障害者のための外出支援サービス
- ③保護者が昼間不在の児童に対する放課後支援や学習支援事業
- ④障害者やけがをした一般住民への車いす等の貸し出しサービス
- ⑤事業の拡充に伴う備品、機器の購入や買い換え

※当基金に申請する事業に対して、行政、社協、共同募金などの助成金、補助金等の支援を受けている（予定を含む）場合は対象外となります。

注1）**団体全体の運営費**として助成金等を受けている場合 ⇒**対象**

注2）本申請とは**別の事業**に対して助成金等を受けている場合⇒**対象**

注3）本申請と**同じ事業**に対して助成金等を受けている場合 ⇒**対象外**

## 6 助成対象経費

### ◇対象経費

- ・備品費（自動車、エアコン、パソコン、机等）
- ・工事費（手すり等の設置、ネットワーク通信機器の整備、老朽化部分の修繕等）
- ・印刷製本費（広報用リーフレット作成等）
- ・賃借料（会場代、バス借上げ代等）  
など、事業に直接必要な経費

### ◇対象外経費

- ・職員、運営スタッフ等の人件費（日当を含む）
- ・光熱水費、家賃などの団体の運営経費
- ・団体の会員のみを対象として親睦を目的に行う事業に要する経費
- ・アルコール飲料

## 7 助成回数

### [A 新規事業]

○1団体1回限りとします。

### [B 拡充事業]

○過去に本助成金を受けた団体も対象となりますが、2年連続で「B 拡充事業」の助成を受けることはできません。

※前年度に「A 新規事業」の助成を受け、今年度に「B 拡充事業」の助成を受けることは可能です。

## 8 応募方法

### (1) 応募用紙

- ①千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。
- ②千葉県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等で配布します。

### (2) 応募方法

- ①下記の書類を郵送又は持参してください（FAX、Eメールは不可）。
- ②提出書類は返却しませんので、必ずコピーを保管してください。

## 9 提出書類

(1) 下記①～⑬の該当書類を全て提出してください。

(2) 書類不備の場合は申請を受け付けられない場合がありますので、提出漏れがないように郵送前に再度確認してください。

①交付申請書	(別記第1-3号様式)
②団体に関する調書(その1)	(別紙5-1)
③団体に関する調書(その2)	(別紙5-2)
④団体に関する調書(その3)	(別紙5-3)
⑤助成事業計画書	(別紙6)
⑥収支予算書	(別紙7又は8)
⑦見積書等コピー※	
⑧団体全体の直近の事業報告書	(様式は問いません)
⑨団体全体の直近の決算書	(様式は問いません)
⑩定款、寄付行為、規約または会則	(様式は問いません)
⑪役員名簿	(様式は問いません)

- ⑫その他団体の活動を紹介する資料（団体の会報、パンフレット等）
- ・団体全体の令和8年度の事業計画書（新規立上げ団体）（様式は問いません）
  - ・団体全体の令和8年度の収支予算書（新規立上げ団体）（様式は問いません）
- ⑬提出書類一覧兼提出時のチェックリスト（全団体提出）

※見積書の提出が必要となる場合は次のとおりになります。

- ①固定資産に該当する物品（1個もしくは1組の金額が10万円以上）  
（例）パソコン、物置類、エアコン設置、車両、家電類（冷蔵庫・洗濯機・テレビなど）
- ②備品類の購入（1個もしくは1組の金額が1万円以上10万円未満で耐用年数1年以上）  
（例）机、イス、棚、パソコン、プリンター、レコーダーなど
- ③工事費用（工事会社2社以上の見積書を提出すること）
- ④印刷製本費用（印刷会社に依頼し作成する場合）
- ⑤会場費用（1回につき1万円以上、会場が定める料金表の添付でも可）

## 10 審査方法

- （1）次の審査項目等を総合的に勘案して選考します。
- （2）千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業運営委員会の場で申請内容等についてプレゼンテーションを実施し、助成団体・助成金額等を決定します。
- （3）審査結果は、各申請団体に対し通知します。

### 【審査項目】

- ・実行性 提案した事業を確実に遂行できる組織体制であるか
- ・自立性 事業を運営するための資金、その他日常の活動のための資金確保がなされているか
- ・実現性 実現可能な企画、運営等が立案されているか
- ・継続性 助成年度以降も事業を継続できる見込みがあるか
- ・普及性 成果が広く県内の小域福祉圏（小学校区・中学校区）に普及されるか
- ・発展性 地域社会にインパクトを与え、本県の地域福祉活動の発展につながるものか

## 11 活動・事業報告書の提出

助成団体は、当該年度終了後1か月以内に次の書類を提出してください。

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| ①実績報告書                            | （別記第4－3号様式） |
| ②成果報告書                            | （別紙16）      |
| ③収支決算書（領収書等のコピーを添付）               | （別紙17又は18）  |
| ④団体全体の収入支出決算（見込）書抄本               | （様式は問いません）  |
| ⑤その他事業実績の参考となる資料（成果品、購入物品や活動の写真等） |             |

注）③収支決算書には、必ず領収書等のコピーを添付してください。

## 1 2 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

また、下記（１）（２）に該当した場合はこれを公表します。

- （１）偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき
- （２）助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき
- （３）対象活動を中止・縮小したり、完了できないとき
- （４）助成金に残額が生じたとき
- （５）本申請と同じ事業に対して他の助成金等の交付を受けたことが判明したとき

## 1 3 今後のスケジュール

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ・千葉県社協HP掲載、応募用紙配布     | 3月中旬～        |
| ・申請期間                 | 4月1日～5月11日   |
| ・助成団体の選考（プレゼンテーション実施） | 7月上旬予定       |
| ・選考結果の通知              | } 7月中旬以降予定   |
| ・概算払請求書提出             |              |
| ・助成金交付予定              |              |
| ・事業の実施                | ～令和9年3月31日まで |
| ・助成金事業実績報告書提出         | 令和9年4月末まで    |

## 1 4 その他

- （１）助成団体は、団体名及び事業名等を本会ホームページ等で公表します。
- （２）助成団体には、令和8年度の「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業運営委員会」（令和8年7月上旬開催予定）において、事業内容や事業成果等を発表していただきます。
- （３）助成団体は、「千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業」を多くの県民に知っていただくために、助成を受けた旨を成果物や印刷物等に記載するなどの広報にご協力をお願いします。

## 1 5 提出・問い合わせ先

### 千葉県社会福祉協議会総務部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5（千葉県社会福祉センター5階）

TEL：043-245-1101 / FAX：043-244-5201

URL：<https://www.chibakenshakyō.com>

別記第1-3号様式(第5条)  
(ひまわり助成事業)

第 号  
年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
会 長 花 島 恭 一 様

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者氏名)

印

### 千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付申請書

令和8年度において、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金(ひまわり助成事業)の交付を下記のとおり受けたいので、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- |   |                                     |   |       |          |
|---|-------------------------------------|---|-------|----------|
| 1 | 助成金申請額                              | 金 |       | 円        |
| 2 | 事業完了予定年月日                           |   | 年 月 日 |          |
| 3 | 申請種別                                | A | 新規事業  | B 拡充事業   |
| 4 | 添付書類                                |   |       |          |
|   | (1) 団体に関する調書(その1)                   |   |       | (別紙5-1)  |
|   | (2) 団体に関する調書(その2)                   |   |       | (別紙5-2)  |
|   | (3) 団体に関する調書(その3)                   |   |       | (別紙5-3)  |
|   | (4) 助成事業計画書                         |   |       | (別紙6)    |
|   | (5) 収支予算書(収支予算書及び見積書写し等)            |   |       | (別紙7又は8) |
|   | (6) 直近の事業報告書                        |   |       | (様式自由)   |
|   | (7) 直近の決算書                          |   |       | (様式自由)   |
|   | (8) 定款、寄付行為または規約                    |   |       |          |
|   | (9) 役員名簿                            |   |       | (様式自由)   |
|   | (10) その他団体の活動を紹介する資料(団体の会報、パンフレット等) |   |       | (様式自由)   |

## 団体に関する調書(その1)

団体名 (法人の場合は法人名を 記入してください)		ふりがな .....	
団体の所在地		ふりがな 〒	
代表者氏名		ふりがな .....	
連絡先 (必ず連絡が取れる ところをお書きくださ い。なお、代表者と同 一でも構いません。)	氏名	ふりがな .....	
	住所	〒	
	電話		FAX
	e-mail		
団体の設立年月日		年 月 日 (法人の場合は法人設立日)	
会員数		会員数 名	
事業対象区域			
団体の目的 (組織としての活動目的)			
これまでの主な活動実績 (箇条書きで記入)			
他団体等 (千葉県を含む) からの資金助成 及び委託の実績 (過去2年分を記入)		例: ○○年度 △△財団 ◇◇円 (○○に関する事業)	
ホームページの有無	有	URL :	無

※記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。



団 体 に 関 す る 調 書 (その3)

年 月 日

団 体 目 的 等 に つ い て の 確 認 書

団体名\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

当該団体は、下記のいずれの事項にも該当することを確認しました。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 4 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

※ 本確認書の内容と違う実態がある場合に、すでに支払った助成金を返還させることがあります。

## 助成事業計画書

### 1 事業の概要

誰のために、どのようなサービスを提供するのかを100字程度で記入してください。

「誰のために」の部分は、高齢者、障害者、子どもなどの対象者を明確にしてください。住民の日常生活を支援するものであり、対象者やサービスの範囲は広いことがポイントです。

### 2 事業の動機

なぜこの事業に取り組みたいと考えたのか。この事業を行うことで達成したい目標や状況について記入してください。

### 3 事業の拡充の説明 \* B 拡充申請事業のみ記入してください。

活動区域や対象者の拡大、新たな制度外サービスの実施など、これまでの事業から何が拡充されるのかを明確に記入してください。

〔単に利用者の増加を見込むだけの場合は拡充にあたりません。〕

#### 4 助成事業の具体的な実施手法

提供区域(市町村)	サービス提供対象者	対象人数(見込み)
	子ども	人
	高齢者	人
	障害者	人
	その他 ( )	人
(上記対象者に対して、いつ、どこで、どのようなサービスを提供するのかを具体的に記入してください)		

#### 5 翌年度以降の事業見込み

提供区域(市町村)	サービス提供対象者	対象人数(見込み)
	子ども	人
	高齢者	人
	障害者	人
	その他 ( )	人
(翌年度以降の事業見込みについて記入してください)		

## 6 事業実施のスケジュール

4月1日以降に既に事業を実施している場合は、開始当初から年度末までの計画を記入してください。

年 月	内 容（実施すること）

## 7 その他現在提供しているサービス

<p>[制度内のサービス]</p> <p>介護保険サービス（ ）</p> <p>障害福祉サービス（ ）</p> <p>そ の 他（ ）</p> <p>[制度外福祉サービス]</p>
--

※ 提供しているサービスを具体的に記入してください。

別紙7（新規事業用）

収 支 予 算 書

<本書は、助成対象事業のみの収支予算について記載してください。>

年 月 日 ~ 年 月 日

(1) 事業収入

項 目	事業全体の収入額	積算根拠（詳細に記載してください）
民間団体等の助成金	円	
利用者等負担金		
会 費 収 入		
寄 附 金		
本 助 成 金		
そ の 他 （具体的に記入）		
収 入 総 額		

(2) 事業支出

項 目	事業全体の支出額	積算根拠（詳細に記載してください）
助成対象経費	円	
助成対象外経費		
支 出 総 額		※助成対象経費となります
助成金申請額		

※ 新規事業の場合に作成してください。

※ 収入総額と支出総額は同額となります。

※ 各用紙の記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。

別紙8 (拡充事業用)

収 支 予 算 書

<本書は、助成対象事業のみの収支予算について記載してください。>

年 月 日 ~ 年 月 日

(1) 事業収入予算額

項 目	事業全体の収入額	内拡充に係る収入額	拡充に係る収入額の積算根拠
民間団体等の助成金	円	円	
利用者等負担金			
会 費 収 入			
寄 附 金			
本 助 成 金			
そ の 他 (具体的に記入)			
収 入 総 額			

(2) 事業支出予算額

項 目	事業全体の支出額	内拡充に係る支出額	拡充に係る支出額の積算根拠
助成対象経費	円	円	
助成対象外経費			
支 出 総 額			
助成金申請額			

※ 拡充事業の場合に作成してください。

※ 収入総額と支出総額は同額となります。

※ 各用紙の記入欄が足りない場合は、別紙等を利用して記入してください。

※該当箇所のすべてに○が付いたら提出書類の一番上にこの用紙を乗せて提出してください。  
提出書類不足の場合は申請を受け付けられない場合がありますのでご注意ください。

## 令和8年度千葉県地域ぐるみ福祉振興基金(ひまわり助成事業)

### 提出書類一覧 兼 提出時のチェックリスト

	提出書類	提出対象団体	提出時チェック	
			○を付けてください	
1	別記第1-3号様式(第5条) (ひまわり助成事業)交付申請書	全ての団体		
2	別紙5-1 団体に関する調書(その1)	全ての団体		
3	別紙5-2 団体に関する調書(その2)	法人格のない 任意団体		10名以上の会員名を記入してください。
4	別紙5-3 団体に関する調書(その3)	全ての団体		
5	別紙6 助成事業計画書	全ての団体		
6	別紙7 収支予算書(新規事業用)	A新規事業 申請団体		
	別紙8 収支予算書(拡充事業用)	B拡充事業 申請団体		
7	見積書等のコピー※	全ての団体		
8	直近の事業報告書 (団体全体のもの)(様式は問いません)	全ての団体		令和8年度から活動を開始する 団体は提出不要です。
9	直近の決算書 (団体全体のもの)(様式は問いません)	全ての団体		令和8年度から活動を開始する 団体は提出不要です。
10	定款、寄付行為、規約または会則 (様式は問いません)	全ての団体		
11	役員名簿 (様式は問いません)	全ての団体		
12	その他団体の活動を紹介する資料			
	・団体の会報・パンフレット等	全ての団体		会報・パンフレット等を作成して いる団体は提出してください。
	・令和8年度の事業計画書 (団体全体のもの)(様式は問いません)	新規立上げ団体		令和8年度から活動を開始する 団体は提出してください。
	・令和8年度の収支予算書 (団体全体のもの)(様式は問いません)	新規立上げ団体		令和8年度から活動を開始する 団体は提出してください。
13	本申請と同じ事業に対して他の助成金等 の交付を受ける予定	全ての団体	有 無	他の助成金等に申請中の方で他の 助成金等を受けられることになった 団体は必ずご連絡をお願いします。

※見積書等のコピーの提出が必要となる場合は次のとおりになります。

- ①固定資産に該当する物品(1個もしくは1組の金額が10万円以上)  
(例) パソコン、物置類、エアコン設置、車両、家電類(冷蔵庫・洗濯機・テレビなど)
- ②備品類の購入(1個もしくは1組の金額が1万円以上10万円未満で耐用年数1年以上)  
(例) 机、イス、棚、パソコン、プリンター、レコーダーなど
- ③工事費用(工事会社2社以上の見積書を提出すること)
- ④印刷製本費用(印刷会社に依頼し作成する場合)
- ⑤会場費用(1回につき1万円以上、会場が定める料金表の添付でも可)